

平成 30 年度「長野県看護大学 学内防災マニュアル」

目次

災害時の対応フローチャート

平日の日中に災害が発生した場合の対応（全体）

平日の日中に災害が発生した場合の対応（避難誘導班）

I. はじめに

マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 災害発生時の対応

1. 非常参集教職員の配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 地震発生時の初期行動の指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 寄宿舍における緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 大学施設の開放と避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III. 平常時の準備

1. 備蓄品の確保・保管等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 防災教育の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 防災訓練の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

別紙 1 非常召集、警戒宣言発令伝達の緊急連絡体制*・・・・・・・・ 7

別紙 2 災害対策本部の組織*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

別紙 3 各チーム（班）の任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

別紙 4 地震発生時の初期行動の指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

別紙 5 寄宿舍における防災行動の指針*・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

別紙 6 災害時備蓄品リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

別紙 7 災害時における施設開放の指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

参考資料① 長野県看護大学自衛消防隊 組織・任務分担表*・・・・・・・・ 16

② 無線機の使い方・交信記録例・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

③ 関連施設への緊急連絡先*・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

④ アクションカードの説明と運用方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

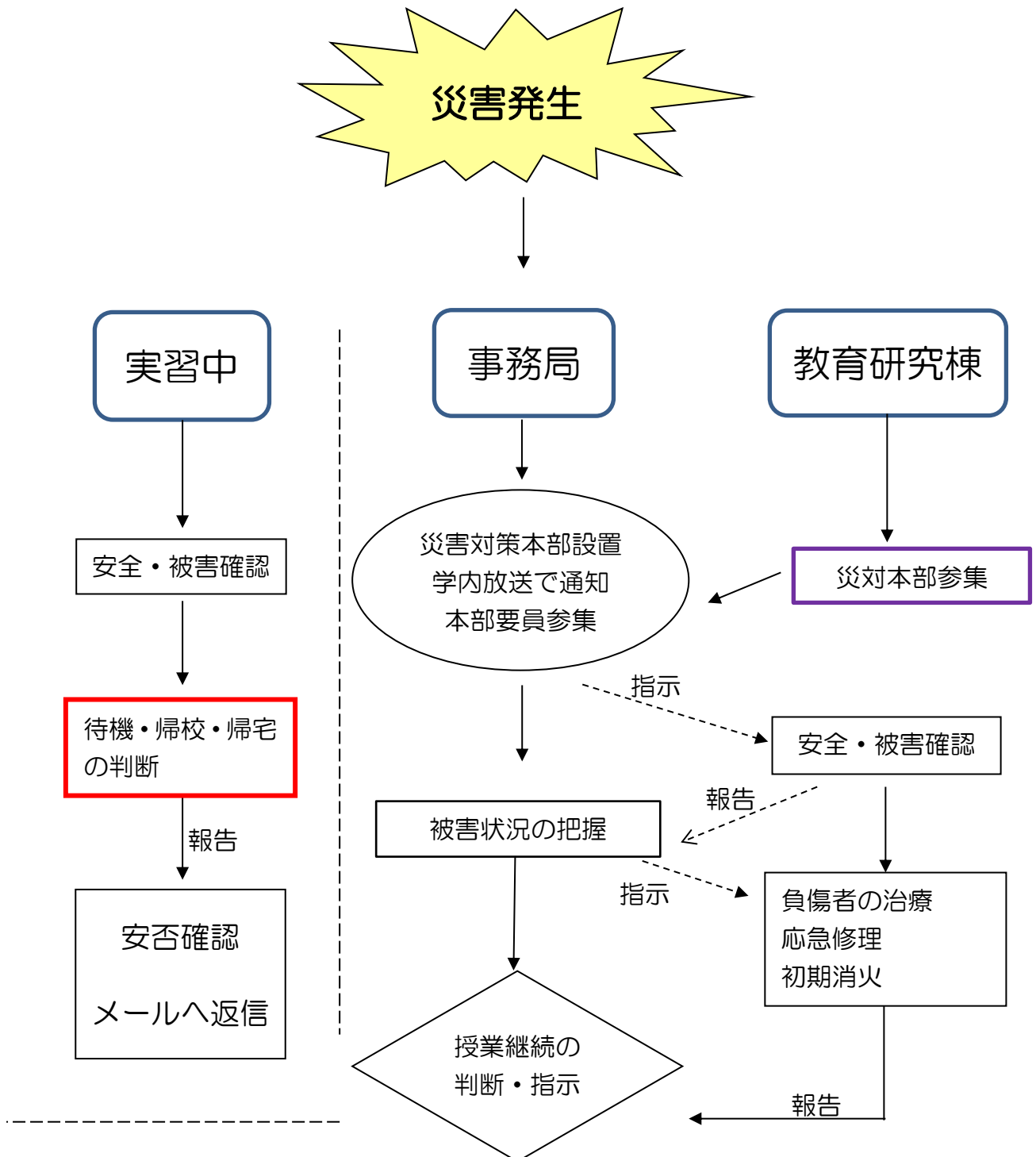
防災チームリーダーと班長の役割（アクションカードの使い方）

情報伝達訓練版・消防避難訓練版

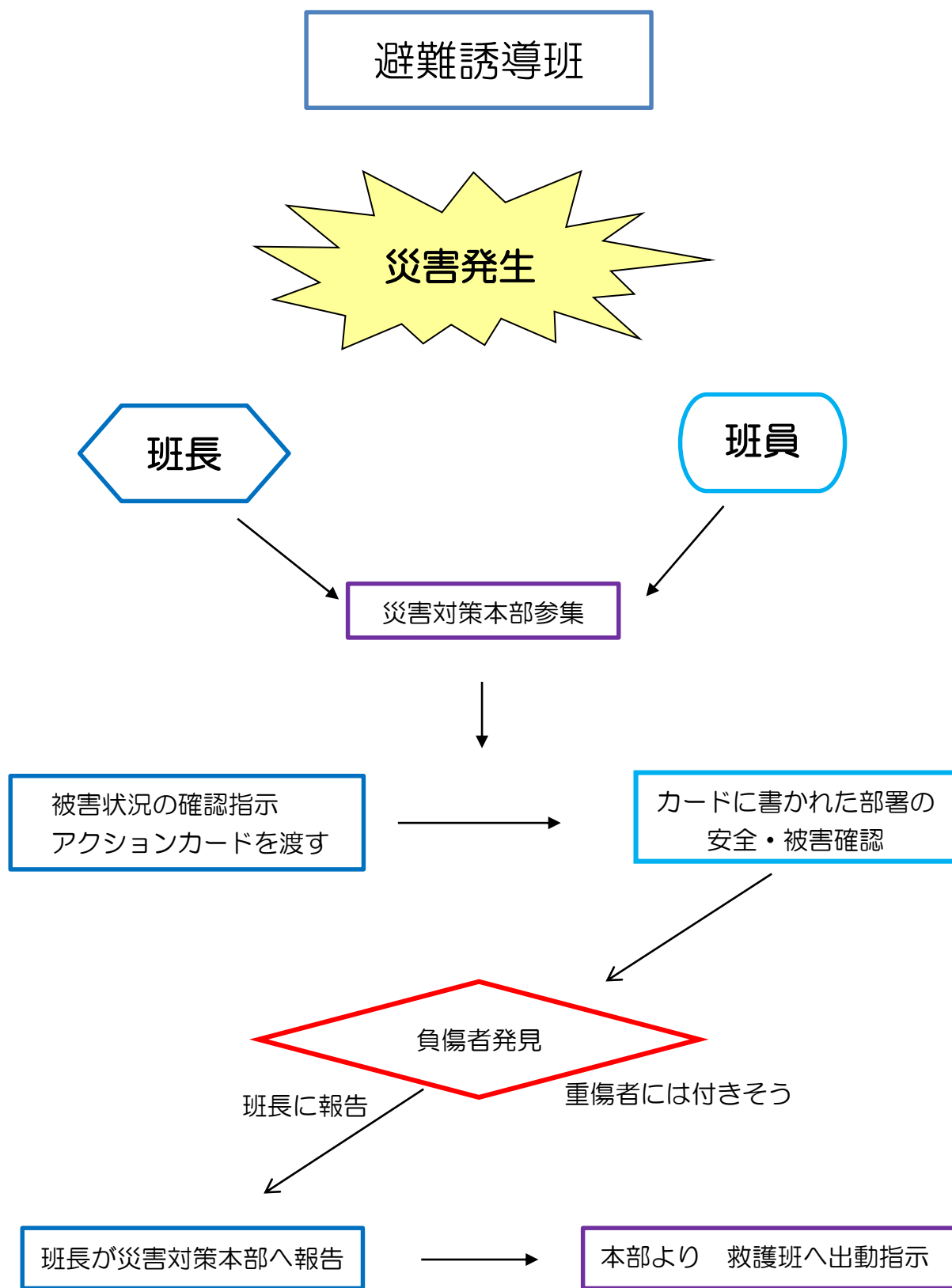
⑤ 緊急時の安全確保（ShakeOut）および退避行動・・・・・・・・ 24

（*は、毎年度前もしくは年度当初にかけて見直し、更新する）

平日の日中に災害が発生した場合の対応（全体）



平日の日中に災害が発生した場合の対応（避難誘導班）



大規模地震等災害対応マニュアル

平成 26 年 10 月 26 日作成

平成 29 年 7 月 13 日改定

I. はじめに

1 マニュアルの目的

平成 24 年 8 月に内閣府中央防災会議は、駿河湾から四国沖に延びる海溝「南海トラフ」沿いで、東日本大震災と同じマグニチュード 9 クラスの地震による被害想定を発表した。

また、駒ヶ根市は、東海地震が発生した場合には、場所により震度 6 弱以上となることが予想されており、大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域の指定を受けている。

なお、平成 26 年には、記録的な大雪や御嶽山の噴火により県内に大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところである。

ついでには、駒ヶ根市に所在する長野県看護大学においても、東海地震等における大きな被害の発生が考えられるので、教職員及び学生が災害発生時にとるべき基本的な行動を定めることを目的として、大規模地震等災害対応マニュアルを作成する。

II. 災害発生時の対応

1 非常参集職員の配備

(1) 勤務時間外（休日・夜間等）における基準

事 象	区 分	緊急配備担当者
○東海地震に関する調査情報の発表 ○駒ヶ根市に震度 4 の地震が発生 ○上伊那地域に大雪警報が発令	警戒体制	防火管理者 事務局職員
○東海地震注意情報の発表 ○駒ヶ根市に震度 5 弱及び 5 強の地震が発生 ○その他学長が必要と認めた場合	1 次配備 (緊急体制)	防災チーム (=自衛消防隊) 安否確認チーム
○東海地震予知情報の発表 (内閣総理大臣による「警戒宣言」の発令) ○駒ヶ根市に震度 6 弱以上の地震が発生 ○その他学長が必要と認めた場合	2 次配備 (全身体制)	教職員全員

(2) 教職員の参集

ア 自主参集

教職員は、日頃からテレビ・ラジオ等の災害関連情報に十分注意することとし、勤務時間外に上記(1)に該当する事象が生じた場合には、該当職員は家族等の安全を確認した後に、大学からの連絡を待たずに大学へ出勤する。

イ 緊急連絡体制

非常招集等の緊急連絡体制については、毎年度当初に定めるものとする。「別紙1」

(3) 施設の施錠

緊急招集に備えて、関係教職員が何時でも学校施設の解錠ができるよう、毎年度当初に鍵の保管場所の確認及び解錠方法に関する研修会を開催する。

2 災害対策本部（以下「災対本部」という）の設置

(1) 災対本部の設置等

ア 「東海地震予知情報＝警戒宣言」が発令された場合、又は学長が必要と認めた場合は、直ちに災対本部を設置する。

イ 災対本部の構成員は、学長、学部長、研究科長、防災委員長、学生委員長、事務局長の6人とし、本部長は学長が務める。

ウ 副本部長に学部長及び事務局長をあて、本部長を補佐し本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

エ 災対本部内に、「防災チーム」及び、「安否確認チーム」を設置し、それぞれリーダーを置く。また、各チームの班員及びその役割を毎年度当初に決定する。

オ 災対本部の組織は「別紙2」、各チームの任務は「別紙3」のとおりとする。

(2) 災対本部の協議事項

ア 学生及び教職員への情報伝達及び大学としての緊急対応措置

イ 授業の中止や休校又は再開、学生の帰宅、教職員の残留

ウ 建物、設備の点検・保全策

エ 臨時教授会の招集

オ 全員体制時における教職員の役割分担

カ その他必要な事項（大雪時の対応など）

⇒「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」が発令された場合の休校の取り扱いの例等により、対応を決定する。

(3) 災対本部の設置場所

ア 災対本部は、原則として管理棟1階の「事務室」及び「事務局長室」に設ける。

イ 全員体制で登校した教職員は、管理棟 2 階の「大会議室」に集合する。

(4) 事前の確認及び準備事項

ア 防災チーム

- ① 避難経路及び避難場所を指定し、学生・教職員へ周知徹底する。
- ② 班員の役割分担を確認のうえ班員へ周知徹底する。
- ③ 非常放送用の原稿を作成し、放送機器周辺に備え付ける。

イ 安否確認チーム

- ① 学生・教職員の連絡先を最新情報に更新するほか、複数の連絡方法を確立する。
- ② 寄宿舍の学生に対する災害時における避難方法等の周知徹底を図る。
- ③ 緊急時に HP による情報発信が可能となるよう準備を進める。
- ④ 新たに安否確認システムの導入を検討する。

ウ その他

- ① アクションカードを用い、緊急時には誰がどの役割でも取れるように訓練をしておく、もしくは各チームでより詳細な「行動マニュアル」を作成することが望ましい。
- ② 班員は、緊急時における PC や無線機のスムーズな操作方法を習得しておく。

3 地震発生時の初期行動の指針

大規模地震等が発生した時の学生及び教員の初期行動指針を「別紙 4」のとおり定める。

4 寄宿舍における緊急時対応

寄宿舍における災害時の対応は、「別紙 5」のとおりとする。

5 大学施設の開放と避難所の運営

本学は、駒ヶ根市の避難所に指定されているため、「別紙 7」により、大学施設を開放するとともに、避難所の運営を支援する。

Ⅲ. 平常時の準備

1 備蓄品の確保・保管等

(1) 大地震等の災害発生に備えた学内備蓄品は、「別紙 6」のとおりとし、その管理は、防火管理者が行う。

(2) 本学は、駒ヶ根市の避難所に指定されているため、駒ヶ根市が備蓄する物品の保管場所を提供する。

(3) 学生は、自身が必要と思われる防災物品を、常に備えておくこととする。

2 防災教育の実施方法

防災教育は、「長野県看護大学消防計画」第22条の規定に基づき、教務委員会及びFD委員会と協力し、新入生及び教職員に対するオリエンテーション等において行うこととする。

3 防災訓練の実施方法

- (1) 防災に関わる訓練は、「長野県看護大学消防計画」第23条の規定に基づき、情報伝達訓練と避難訓練を実施する。
- (2) 防災に関わる訓練は、「長野県看護大学消防計画」第23条の規定に基づき、駒ヶ根市の総合防災訓練等と連携を図る。

4 その他

- (1) 携帯電話会社では、「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言版」などのサービスを実施しているため、学生に対し、いざという時のために利用できるサービスを事前に確認しておくよう指導する。
- (2) 将来的には、再生可能エネルギーの推進と電源確保策として、太陽光発電の設置等を検討する。

災害対策本部の設置と対応

災害対策本部の設置

- 1.災害対策本部設置の決定は事務局長・学部長が学長に進言する。
- 2.基本的に災害対策本部は事務局とする。
- 3.事務局に人が入りきらない場合は管理棟玄関ホールも活用する。

災害対策本部要員（別表参照）

災对本部の立ち上げ

災对本部設置の周知…学内放送 2 回

「ただいま、事務局に災害対策本部が設置されました。防災チームのメンバーは災害対策本部へお集まりください」

災对本部の設備

災对本部の開設に際し、物品調達係は以下の物品を準備する。

無線機：12 台（本部 1 台、避難誘導班 6 台、救護班 3 台、防護安全班 2 台）、携帯電話、施設被害状況一覧表、ライフライン状況一覧表、人員被害状況一覧表、職員配置一覧表、

事務用品：机、椅子、衝立、横罫紙、ボールペン、ステープラー、マジックインキ、セロテープ、ガムテープ、ポストイット、メモ用白紙、無線交信記録用紙 等

掲示用品：ホワイトボード、ライティングシート、シート記入ペン等

情報収集と被害状況のまとめ

避難誘導班：学内各部署の人的被害、物的被害を確認し班長に報告する。

書記：班員の行き先を記録する。被害状況報告を記録する。

被害状況をまとめて一覧表を作成する。

（人員被害状況、ライフライン状況、施設被害状況）

被害状況の報告：本部長に被害状況を報告

避難誘導班長、救護班長；人的被害、対応の報告

防護安全班；施設状況、ライフライン、使用可能の程度、専門的な修理の必要性を報告。

対応方針の決定

大きな事項に関する決定は対策本部長が行う。

緊急対応

避難誘導班員は負傷者を発見したときは班長に報告する。一人で対応が不可能な場合

は班長にその旨も伝える、班長は本部へ連絡、本部は救護班に出動を指示する。

火災発生時の対応

事務局（1111～1120）に火災発生の通報と消火班の派遣を要請する。

初期消火を行ない、学生・教職員の安全を確保し必要なら避難誘導を行う。

学外職員の安全・被害確認

地震発生時には、安全な場所に身を隠し、揺れが治まってから火の確認を行う。

家族の安全を確認する、自宅および自宅周辺の安全を確認する。

待機・登校の判断

- ・自分および家族が負傷した場合、応急処置を行うまたは最寄りの医療機関へ行く。
- ・近隣に負傷者がいる場合、応急手当を行い病院への搬送に協力する。
- ・自宅および自宅周辺が危険な場合、非常時の持ち出し物を持ち、最寄りの広域避難場所に避難をする。
- ・自分および家族や自宅に大きな被害がない場合で、大学およびその周辺地域が震度5強以上の地震あるいはそれと同等の災害にみまわれた場合。
- ・登校に要する時間が3時間以内であれば登校する。
- ・登校に要する時間が3時間を超える場合は自宅待機とし、交通手段の復興を待って登校すること。
- ・災害時には情報連絡網が機能しないことが考えられるので、電話などで登校の要否を確認することはせず、自己判断で行うこと。

* 消防設備被害状況把握リスト

- ・スプリンクラー ・ヘッド ・連結送水管 ・送水口 ・放水口 ・消火栓
- ・ 水源 ・電動機の制御装置 ・呼水装置 ・消火栓箱

* 電気設備被害状況把握

- ・ 特例高圧電気設備 ・高圧電気設備 ・変電設備 ・負荷及び電気機械
- ・ 低圧区内配線 ・蓄電池設備 ・特殊場所の電気設備 接地設備 ・電話設備
- ・ 非常用電源（自家発電設備）*設置されている場合

地震発生時の初期行動の指針

～ 落ち着いて、冷静な対応を心掛ける ～

区 分	授業中等の場合	休日・夜間等の場合
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業及び課外活動等を直ちに中止し、火気・危険薬品の安全措置を講じ、学生に机の下に身を隠すよう指示することで学生の身の安全を確保する。 ② 地震の揺れが収まり次第、エレベーターを使わずに学生を安全な場所に避難させる。 ③ 学生の状況（負傷者・避難者の氏名及び人員）を事務局に報告する。 ④ 本学は、アパート等に住む学生が多いので、むやみに自宅アパートに帰宅させずに、状況によっては当面の間、学校等の安全な施設での避難を継続させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① マニュアルⅡ-1「非常参集教職員の配備」により参集する。 ② 災害対策本部で割り振られた任務を遂行する。
学 生	<ul style="list-style-type: none"> ① あわてて外に飛び出すことなく、まずその場で、自らの安全を確保する。その後、教員等の指示に従い、エレベーターを使わずに安全な場所に避難する。 ② 教員等の指示により、応急救護活動等に協力する。なお、大学が駒ヶ根市の避難所に指定されているため、避難所運営の支援活動等に協力することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① あわてて外に飛び出すことなく、まずその場で、自らの安全を確保する。その後、市町村が定める避難所等の安全な場所に避難する。 ≪あらかじめ自分の住んでいる地域の避難所を確認しておく。≫ ② むやみに自宅アパートに帰宅することなく、状況によっては、当面の間、避難所などの安全な施設での避難を継続する。 ③ 駒ヶ根市又は現在学生がいる場所が震度5弱以上の地震が発生した場合は、身の安全を確保した後に、次のメールアドレスに安否情報（学籍番号、氏名、負傷の有無、所在地等）を連絡する。なお、パソコン等が使用できない場合には、可能な手段で連絡する。 <p style="text-align: center;">【緊急連絡用メールアドレス】 anpi@nagano-nurs.ac.jp</p>

寄宿舍における防災行動の指針

1 出火防止の遵守事項

すずらん寮に居住する者は、出火防止のために次の事項を遵守するものとする。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検を行い、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓を心がける。
- (3) 廊下、階段及び出入口等避難経路となる場所並びに消防用設備の周辺には、妨害となる物を置かない。
- (4) 冬期の暖房設備として、石油及びガラストープの使用は認めない。
- (5) 通路・玄関・ベランダ等に、灯油・ガソリン等の引火物品を保管しない。
- (6) 電気設備器具等の使用は安全に行い、コンセントへの無理な接続、器具の分解・改造等を行ってはならない。
- (7) A棟集会室を使用する者は、使用後に湯沸室のガスの元栓及びヒーターの電源が切れていること確認する。

2 地震発生時の初期行動

(1) 安全確保

ア その場で、テーブルの下に入るなど室内の落下物・倒壊物及びガラスの破片に注意して、自らの安全確保を最優先すること。

イ 電気コンロを使用している場合は、直ちにスイッチを切ること。

ウ その他電化製品を使用している場合は、使用を直ちに中止し、コンセントからプラグを抜くこと。

エ ある程度揺れが収まるまで、慌てて戸外に飛び出ないこと。

オ 玄関戸を開けて、避難経路の確保を行うこと。

(2) 初期消火

室内又は共用スペースで火災が発生した場合は、各階廊下に備えつけてある消火器を使って、初期消火を行うこと。なお、火の回りが早く、自身や隣人に危険が及ぶと判断した場合には、その場から避難し、迅速に消防署等に連絡すること。

3 寄宿舍からの避難

(1) 避難経路の掲示

寮の掲示版に避難場所及び避難経路図を掲示する。

(2) 指定避難場所

大学の避難場所は、グラウンドになっているので、避難が必要な場合は速やかにグラウンドに避難し、教職員からの指示を受けること。

なお、避難する場合は、隣室に声をかけ複数の人数で避難すること。

(3) 災害対策本部への連絡

地震等による大災害が発生した場合には、教職員が緊急に登校して「災害対策本部」が設置されるので、寄宿舍の学生は、教職員の指示に従う。なお、「災害対策本部」は、管理棟1階の事務室に設置されるので、随時連絡を取ること。

4 普段から心がけること

- (1) 健康保険証、免許証などは、すぐに持ち出せるよう一個所にまとめておくこと。
- (2) 懐中電灯、2日分の飲料水・非常食、生理用品等は常備品として、各部屋又はロッカー等に用意しておくこと。
- (3) 電話会社が提供している災害時の安否確認サービスである、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」等の利用方法を確認しておくこと。

《 緊急連絡先 》

緊急連絡先	電話番号
消防署	119
警察署	110
総務課担当(〇〇)	××-××
学生支援員(〇〇)	××-××

《地震が起きた時の心得10カ条》

① まず、わが身の安全を！	⑥ 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意！
② すばやく火の始末を！	⑦ 避難は徒歩で、持ち物は少なく！
③ 火が出たらまず消火！	⑧ 協力し合って応急救護！
④ あわてて外に飛び出さな！	⑨ 正しい情報をつかみでデマに惑わされるな！
⑤ 狭い道路、塀際、崖や川べりに近寄るな！	⑩ 秩序を守り衛生に注意！

災害時における施設開放の指針

駒ヶ根市の防災ハザードマップでは、本学のグラウンドが「指定緊急避難場所」（想定収容人数 3,040 名：地震・洪水・土砂災害に適用）に、また、体育館が「指定避難所」（収容制人数 250 名：地震・洪水・土砂災害に適用）指定されているため、大災害等で近隣住民の避難が行われる際の本学の対応について次のとおり定めるものとする。

1 避難場所の確保

本学の 1 次避難場所は「大学のグラウンド」とする。なお、気象や被災の状況によりグラウンドが使用不可能な場合は、シンボルタワー周辺のオープンスペース又は、体育館や講堂等の屋内施設を利用するものとする。

2 避難所の開設・運営

- (1) 住民が避難してきた場合は、本学災害対策本部「防災チーム」が対応する。
- (2) 被災初期の段階においては、地域が行う避難所の運営を大学が積極的に支援する必要があるため、学内の避難経路を確保し住民を避難場所に誘導するほか、名簿の記載により住民の氏名・人数をいち早く確認できるようにする。
- (3) 市から避難住民への情報が、迅速かつ正確に行われるよう配慮する。
- (4) 避難住民に対し備蓄品等の配布を行うなど、避難所の運営を支援する。
- (5) 駒ヶ根市が準備する防災備蓄品の保管場所を学内に提供する。
- (6) 必要に応じ、大学が所有する医療・看護用品を提供するなど、負傷者への対応を行う。

3 施設の解錠

大学施設の解錠は、関係教職員が行うものとするが、何時でも誰でも解錠が可能となるよう、関係教職員に対し年度当初に鍵の保管場所の確認及び解錠方法に関する研修会を開催する。特に、体育館については、迅速かつ確実に解錠できるよう配慮することとする。